



島根県報

令和5年1月31日(火)

号外第8号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

(中小企業課) 2

告 示

島根県告示第71号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和5年1月31日

島根県知事 丸山達也

別表特別融資の部経営力強化支援資金の項の次に次のように加える。

収益 力改 善伴 走支 援型 特別 資金	中小企業 者、組合又は 中小特定非営 利活動法人で あって、次の 要件のいずれ かに該当し、 作成した経営 行動計画に従 って金融機関 の継続的な伴 走支援を受け ながら経営改 善等に取り組 むもの (1) 中小企業 信用保険法 (昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。)第 2条第5項 の規定によ る認定 (同項第4 号に該当す る者に限 る。)を受け ているこ と。 (2) 保険法第 2条第5項 の規定によ	設備 資金 運転 資金	100,000,000 円	年1.40 パーセ ント	年1.25 パーセ ント	10年以 内	5年以 内据置 き 元金均 等月賦	法人 取扱金 融機関 又は保 証協会 の決定 による。 個人 原則と して不 要	取扱金 融機関 又は保 証協会 の決定 による。	要 (融資 対象者 の欄(1) 及び(2) に該当 する者 にあっ ては年 0.85パ ーセン ト(借 入時 につい ては一 律年 0.2パ ーセン ト)、 同欄(3) に該当 する者 にあっ ては年 0.45パ ーセン ト以 上 2.2パ ーセン ト以 下 (借入 時につ いては 年0.2パ ーセン	商工会 議所 商工会 中央会 商工会 連合会 産業振 興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしま ね JFしま ね
--	--	----------------------	------------------	--------------------	--------------------	-----------	-------------------------------	--	---	---	---	--

<p>る認定（同項第5号に該当する者に限る。）を受けていること。</p> <p>(3) 売上高又は利益率が前年に比べ5パーセント以上減少していること。</p>													ト以上	1.15パーセント以下)			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--------------	--	--	--

別表特別融資の部経営改善サポート資金の項中「〔責任共有の場合〕（）」を「（責任共有の場合にあつては）」に、「又は1.0パーセント）〔責任共有外の場合〕（）」を「、責任共有外の場合にあつては）」に、「又は1.2パーセント）ただし、借入時の保証料率」を「（借入時）に、「0.2パーセント」を「年0.2パーセント）」に改め、同表緊急融資の部セーフティネット資金（一般枠）の項中「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）」を「保険法」に改め、同部セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）の項中「ただし、借入時の保証料率」を「（借入時）に「0.3パーセント」を「年0.3パーセント）」に改め、同表の注中6を7とし、5の次に次のように加える。

- 6 国の全国統一の保証制度である伴走支援型特別保証制度（伴走支援型特別保証制度要綱（20210310中庁第2号）に規定する「伴走支援型特別保証制度」をいう。）に係る保証は、収益力改善伴走支援型特別資金についてのみ適用する。

別表の注に次のように加える。

- 8 収益力改善伴走支援型特別資金及び経営改善サポート資金について、経営者保証免除対応を適用する場合には、保証料率に年0.2パーセントを上乗せする。ただし、借入時の保証料率については、上乗せしない。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の別表特別融資の部収益力改善伴走支援型特別資金の項の規定は、令和5年2月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。